

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

受託・共同研究取扱規程



独立行政法人国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究取扱規程

(総則)

第1条 この規程は、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）と民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）が行なう研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において「研究」とは、次の各号に掲げる研究をいうものとする。ただし、臨床受託研究及び治験は除く。

- (1) 「受託研究」とは、民間機関等から委託を受け、センターが実施する研究をいうものとする。
- (2) 「共同研究」とは、民間機関等とセンターとの共通の課題について、センターと民間機関等が対等の立場で共同して実施する研究をいうものとする。

(研究の申込)

第2条 センターの総長（以下「総長」という。）は、研究を実施しようとする民間機関等の長に対し、当該研究の実施を希望する月の3ヶ月前までに（ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。）、受託・共同研究申込書（様式1）を提出させるとともに、センターの研究者からは、受託・共同研究実施計画書（様式2）及び受託・共同研究に伴う研究員（受入）名簿（様式3）を提出させるものとする。

(受託・共同研究審査委員会)

第3条 センターは、研究の円滑な実施を図るため、センター内に受託・共同研究審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうち総長が指名した者により構成されるものとする。

- (1) 神経研究所長
- (2) 精神保健研究所長
- (3) 企画戦略室長
- (4) トランスレーショナル・メディカルセンター長
- (5) 副院長
- (6) 研究所の部長の職にある者

(7) 企画医療研究課長

- 3 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。
- 4 委員長は、神経研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員会における会務を総括するものとする。
- 5 副委員長は、精神保健研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行するものとする。
- 6 委員長は、必要に応じ、委員会を開催することができる。
- 7 委員長は、特に必要と認める場合には、関係職員を委員会に出席させて、その意見を求めることができる。
- 8 委員会における判定は、出席委員全員の合意により行うものとする。稟議により決裁を行うこともできるものとするが、この場合における判定は、委員全員の合意により行うものとする。
- 9 委員会における判定結果は、次の各号のいずれかの表示によるものとする。
  - (1) 承認
  - (2) 修正を行った上で承認
  - (3) 保留
  - (4) 不承認
- 10 委員会には会議録を備え、企画医療研究課長の職にある者が会議録に議事の経過及びその結果等を記録し、議事録を保管するものとする。
- 11 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の審査・判定)

- 第4条 委員会においては、次の各号に掲げる事項について審査し、研究の受入れに係る判定を行うものとする。
- (1) 研究の目的、計画及び実施の妥当性
  - (2) 研究結果及び発表の方法
  - (3) 主任研究者、共同研究者の構成及び民間機関等から受け入れる共同研究者の妥当性
  - (4) センター施設及び設備の使用方法
  - (5) その他必要な事項
- 2 特殊法人を通じて国より出資される研究費による研究の申請については、委員長の判断により、委員会における審査・判定事項とする。
  - 3 委員長が必要と認めた場合には、メール又は書面による持ち回り決議によって審査・判定を行うことができるものとする。

(受入の決定等)

- 第5条 委員長は、研究の受入れに係る最終的な判定結果を国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究（研究計画・結果報告）審査結果報告書（以下「受託・共同研究審査結果報告書」という。）（様式4）により総長に通知するものとする。
- 2 研究の受入れの決定は、前項の報告に基づき、総長が行うものとする。
  - 3 総長は、センターの業務に関連のない場合、センターの業務に支障を及ぼす恐れがある場合、又は申込民間機関等の技術的能力等が研究を実施するに十分でない委員会が認めた場合等研究を実施することが適当でない認められる場合には、研究を受け入れてはならないものとする。
  - 4 総長は、民間機関等の研究申込者に対して、当該研究の受入れの承認又は不承認に係る決定を受託・共同研究決定通知書（様式5）により通知するとともに、当該決定の内容をセンターの研究代表者に対して通知するものとする。
  - 5 研究実施にあたり民間機関等から受け入れる研究者については、外来研究員として取り扱うこととし、第2項による決定の後、センター内外来研究員・外来研究補助員に関する内規に定める手続きを行わなければならない。
  - 6 第6条第5号に定める場合において、センターの研究者が民間機関等の施設において研究を行うときは、研究用務のための外勤として手続をとることができるものとする。

(契約の条件)

- 第6条 総長は、前条第4項の規定に基づく通知の後、民間機関等と研究に係る契約を締結するものとし、当該契約には次の各号に掲げる条件を付さなければならないものとする。
- (1) センターは、その施設・設備を研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担すること。
  - (2) 民間機関等は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める経費等を負担すること。ただし、総長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
    - ア センターにおける研究  
研究の遂行のために特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）
    - イ センター及び民間機関等における研究  
直接経費及び民間機関等における研究に要する経費等
  - (3) 民間機関等は、研究遂行のために必要となる直接経費以外の経費（直接経費の20パーセント）（以下「間接経費」という。）を負担すること。ただし、総長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (4) センターは、研究の遂行に関し、民間機関等から設備、備品等を受け入れることができること。ただし、センターは、当該研究終了後、これを返却するものとする。
- (5) 民間機関等の保有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備をセンターに搬入することが困難な場合には、研究上必要な限度内で当該設備が所存する施設で研究を行うことができること。
- (6) やむを得ない事由により当該研究を中止し、又は、当該研究の実施期間を延長する場合においても、センターはその責を負わないこと。
- (7) 研究に随伴して生じた特許権、実用新案権及び意匠権を受ける権利に係る事項に関しては次のとおりとすること。

ア 特許出願等を行おうとするときは、センター及び民間機関等が、協議し、当該発明に係るそれぞれの持分を定めた共同出願契約を締結の上、共同して出願を行うものとする。ただし、民間機関等から特許出願等を行わない旨の書面による申し出があるときはこの限りではない。

- 2 総長は、民間機関等との間における研究に係る契約の締結を、神経研究所長、精神保健研究所長、トランスレーショナル・メディカルセンター長及び病院長に委任できるものとする。

#### (研究結果の報告等)

第7条 センターの研究者は、研究の実施期間終了後、又は研究の中止若しくは実施期間の延長をする必要があるときは、その結果又は経緯を、委員会を通じ、速やかに総長に報告（様式6）しなければならない。

- 2 委員会は、センターの研究者から研究終了又は研究の中止若しくは実施期間の延長に係る報告を受けたときは、当該報告内容につき審査及び判定を行うものとし、当該判定結果を受託・共同研究審査結果報告書（様式4）により総長に通知するものとする。
- 3 総長は、第1項の規定に基づき研究の終了報告があったとき、又は研究の中止若しくは実施期間の延長に係る報告のうち、委員会の意見に基づき、当該研究を中止又は実施期間を延長することがやむを得ないと認められるものについては、研究の申込者に対し、研究の終了又は研究の中止若しくは実施期間の延長を通知（様式7）するものとする。

#### (研究課題等の公表)

第8条 総長は、研究契約を締結した研究の研究課題名、民間機関等名を公表するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究の実施に必要な事項については、センター及び民間機関等協議の上、総長が委員会に諮問して定めるものとする。

(主管部課)

第10条 この規程の実施に必要な事務は企画経営部企画医療研究課が行なう。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第78号)

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。